

3月25日・4月1日の日曜日に休日窓口を開設

時間 午前8時30分～午後5時30分 住民異動届などを受け付けします

年度末や年度始めは、就職・転勤・入学などで住所変更される方が多いことから、3月25日と4月1日の両日曜日に住民異動届（転入・転出・転居）の受付や住民異動届に関連する事務手続きができるよう、休日窓口を開設します。

受付場所と主な取扱事務は次のとおりです。

【受付場所】笠松町役場1階 住民課・保険医療課・福祉健康課・税務課

【取扱事務】

- 住民票の転出証明書交付
- 住民票の転入届・転居届および印鑑登録の受付
- 住民票の写し、戸籍謄本・抄本、印鑑証明書の交付
- 戸籍の届出（笠松町のみで受理決定の判断ができる場合に限る）
- 国保・後期高齢者医療保険の資格取得・喪失の受付
- 福祉医療費受給者証申請の受付
- 子ども手当認定請求書の受付
- 各種税務証明の交付
- 上・下水道の開始、休止など申請書の受付
- 小・中学生の転入許可書の発行

※旅券の申請・受取、各種証明書の広域交付および外国人登録に関する諸手続きは取り扱いしません。

また、上記取扱事務の中で日曜日に休業している関係機関への問い合わせが必要な事務については、当日手続きができない場合があります。その際には、平日の開庁時間に再度来庁していただくようお願いすることがありますので、ご了承ください。

【問合先】住民課

高額な外来診療を受ける皆さんへ

保険医療課

平成24年4月1日から、高額な外来診療を受けたとき、限度額適用認定証や被保険者証などを提示すれば、ひと月の医療機関などの窓口での支払いが一定の金額にとどめられます。

これまででは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただき、後で医療保険者から高額療養費としてお返ししていました。4月1日からは、医療機関などの窓口

に限度額適用認定証などを提示すれば、限度額を超える分を支払う必要はなくなります。また、保険薬局、指定訪問看護事業者についても同様の取り扱いを受けることができますようになります。

限度額適用認定証などは、加入する医療保険者に事前に申請し、交付を受ける必要があります。申請方法、自己負担限度額など、詳しくはご加入の医療保険者にご相談ください。

【問合先】保険医療課

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入されている方

高額な外来診療受診者	事前の手続き	医療機関などの窓口で提示するもの
70歳未満の方 70歳以上の住民税非課税世帯の方	加入されている医療保険者に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請してください。	・被保険者証 ・「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」
70歳以上75歳未満で、住民税非課税世帯ではない方	必要ありません	・被保険者証 ・高齢受給者証
75歳以上で、住民税非課税世帯ではない方		・被保険者証



航空宇宙産業に
貢献する

株式会社 光製作所
羽島郡笠松町中野
☎387-4361

不動産取引全般

赤門不動産

羽島郡笠松町北及 ☎387-3304